

## 第6節 脱退者持分払戻計算書

組合員が脱退する場合には、定款の規定に基づき組合に対する持分の全部又は一部の払戻しを請求することができる（中協法第20条第1項）とされ、その払戻しの対象となる持分は事業年度末の組合財産によって決定する（中協法第20条第2項）こととされている。この組合財産は判例により時価評価すべきとされていることから、組合は年度末時点での脱退者の持分を算定し具体的な持分額を決定する必要がある。

脱退者の持分計算について中協法規則には特段の規定はないが、この計算様式例としては次の様式が妥当である。

### 脱退者持分払戻計算書様式例

## 脱退者持分払戻計算書

平成 年 月 日

円

### I 払戻持分の対象になる金額

- |   |                   |   |
|---|-------------------|---|
| 1 | 貸借対照表の出資金の部分      | A |
|   | //    の資本剰余金の部分   | B |
|   | //    の利益準備金の部分   | C |
|   | //    の組合積立金部分    | D |
|   | (教育情報費用繰越金を含む)    |   |
|   | //    の当期末処分剰余金   | E |
| 2 | 剰余金処分による流出        | F |
|   | (出資・利用分量配当等)      |   |
| 3 | 未払持分に振り替えた脱退者の出資金 |   |
| 4 | 土地評価益             | G |
| 5 | 土地評価益に対する繰延税金負債   | H |
|   | 払戻持分対象金額合計        |   |

### II 払戻持分1口の金額

- 1 対象出資口数（期末出資口数+脱退者出資口数）
- 2 1口の金額（払戻持分対象金額合計÷対象出資口数）

### III 払戻持分1口の金額の内訳

- 1 出資金の部分 A
- 2 資本剰余金の部分 B
- 3 利益剰余金の部分 C + D + E - F + G - H

4 みなし配当源泉税（利益剰余金の部分×20%）

1 口当たりの払戻額計

#### IV 脱退者持分払戻額

#### V 会計処理の方針

1 出資金の部分は、出資金勘定の減少で処理する。（規定なし）

2 資本剰余金の部分は、資本準備金又はその他資本剰余金勘定からの減少で処理する。  
（規定なし）

3 利益剰余金の部分は、利益剰余金の中の勘定科目からの減少で処理する。（規定なし）

4 出資金額より少ない額を払い戻した時に生じる差額は、出資金減少差益として処理する。（規定なし）

5 土地評価益を加算して算出した持分払戻額のうち、出資金の部分を超える額が、純資産中の資本剰余金、利益剰余金の合計額を超える場合に生じる差額は、脱退者持分払戻勘定で処理する。

#### （作成上の留意事項）

(1) この様式は改算式持分計算法による持分全部を払い戻す定款規定の場合であるから、簿価財産限度の払戻しの定款規定の場合は、土地評価益の額及び土地評価益に対する繰延税金負債の額を除いて算出する。

(2) 土地評価減の場合は、評価減の額を控除して算出する。

(3) 出資額限度持分払戻しの定款規定の場合は、この計算書で算出した持分額が、出資金額より多いときは出資金額の払戻しを行い、出資金額より少ないときは、その出資金額より少ない持分額を払い戻す。